

令和3年度 森林環境譲与税の使途公表

市町村名	事業区分	事業名	事業総額（千円）			(7) 事業内容	(11) 税導入の効果
			うち令和3年度の森林環境譲与税（千円）	うち基金取崩額（千円）	うち他の財源（千円）		
奄美市	⑦ その他（森林整備）	奄美市山林荒廃地整備事業	2,781	2,781	0	奄美市内の個人では管理ができない山林の整備を行うことで森林管理に努めた。	個人では管理ができない山林約1haを整備することで森林管理を行った。
奄美市	⑯ その他（木材・普及啓発関係）	奄美産木材製品事業	3,979	3,979	0	奄美大島産木材の利用促進。学校を通して、多くの児童が奄美大島産木材に触れられる環境づくりに努めた。	募集に対して要望のあった奄美市内の小中学校15校に対して、木製看板を贈呈することで奄美産木材の利用促進に努めた。
奄美市	⑬ 木造公共建築物の整備等	森林炭素マイレージ交付金	68	68	0	地球温暖化対策に資するものの購入（LED照明、庭木、奄美大島産材の木製品など）に対し交付金を交付することで、低炭素社会に向けた取り組みを推進する。	照明設備をLED化した2件に対し交付金を交付した。

○使途について

森林環境譲与税は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材の利用促進や普及啓発などの森林整備及びその促進に関する費用に充てることとします。

森林環境税・森林環境譲与税とは？（以下、林野庁ホームページより抜粋）

○森林環境税の創設

平成31年3月に「森林環境譲与税及び森林環境税に関する法律」が成立しました。これにより、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。

○森林環境税創設の要旨

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されました。

○森林環境税・森林環境譲与税の仕組み

「森林環境税」は、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされています。

また、「森林環境譲与税」は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、「森林経営管理制度」の導入時期も踏まえ、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に、令和元年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されているところです。